

まち・ひと・しごと創生
×
地域コミュニティ政策

令和元年7月29日(月)

福岡県企画・地域振興部市町村支援課

紙谷 彰一

経済財政運営と改革の基本方針2019

- 誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会づくり
- 地方創生の最重要課題は、東京一極集中の是正、地方への新たな人の流れ創出

経済財政運営と改革の基本方針2019 ～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～〔令和元年6月21日閣議決定〕

| | | | |
|-------------|------------------------------|-------------------------------|---------------------------|
| 直面する課題 | デジタル化と第4次産業革命の進展 | 人口減少・少子高齢化の進行 | 地方経済の活性化 |
| | 通商問題・保護主義の台頭 | 生産性と成長力の伸び悩み 社会保障と財政の持続可能性 | 海外経済の下方リスク |
| 経済財政運営の基本認識 | 持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成の両立 | | |
| | (1) 潜在成長率の引上げによる成長力の強化 | (2) 成長と分配の好循環の拡大 | (3) 誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会づくり |

グローバルな環境変化を強く意識

新たな時代への挑戦：「Society 5.0」実現の加速

- 第4次産業革命による高度な経済、便利で豊かな生活が送れる社会の実現
- 人生100年時代の到来を見据え、誰もがいくつになっても活躍できる社会の構築

Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化

- ◆ デジタル市場ルール整備、フィンテック・金融、モビリティ、コーポレート・ガバナンス
- ◆ 全世代型社会保障への改革：高齢者雇用、中途・経験者採用促進、疾病・介護予防
- ◆ 人口減少下での地方施策強化：乗合バス・地域銀行経営統合・共同経営、地方への人材供給

人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

- ◆ 人づくり革命：幼児・高等教育無償化、大学改革、リカレント教育
- ◆ 働き方改革：長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、同一労働同一賃金
- ◆ 所得向上策：就職氷河期世代支援プログラム、最低賃金引上げ

地方創生の推進

- ◆ 東京一極集中の是正、地方への新たな人の流れの創出
- ◆ 観光・農林水産業活性化、海外活力取込み、中小・小規模事業者支援

グローバル経済社会との連携

- ◆ G20における持続的成長へのコミットメント、TPP等の21世紀型ルールの国際標準化
- ◆ データの越境流通等のルール・枠組み、SDGsを中心とした環境・地球規模課題への貢献

経済再生と財政健全化の好循環

新経済・財政再生計画の着実な推進

- ◆ 「経済再生なくして財政健全化なし」、600兆円経済と2025年度財政健全化目標の達成
- ◆ 基盤強化期間（2019年度～21年度）の「目安」に沿った予算編成

次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行財政改革

- ◆ デジタル化（e-Gov）：国主導の障壁システム・データ標準化、書類・対面手続簡素化、自治体のデジタル化
- ◆ 政府情報システムに関するプロジェクト管理の開始・拡大、予算の一括要求・計上

主要分野ごとの改革の取組

- ◆ 社会保障：予防・重症化予防・健康づくりの推進、年金制度改革、医療・介護制度改革
- ◆ 社会資本整備：スマートシティの実現、重点プロジェクトと生産性向上、PPP/RFI、公的ストックの適正化
- ◆ 地方行財政：交付税など財政制度改革、公営企業・第三セクター経営改革、見える化・横展開
- ◆ 文教・科学技術：PDCAサイクルの徹底、EBPM推進による予算の質の向上

歳出改革等に向けた取組の加速・拡大

- ◆ 「見える化」の徹底・拡大や先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革

当面の経済財政運営と令和2年度予算編成に向けた考え方

デフレ脱却・経済再生最優先の基本方針。あらゆる政策を総動員し、経済運営に万全を期す

- ◆ 2019年度は、臨時・特別の措置等により、消費税率引上げ前後の需要変動を平準化、経済の回復基調に影響を及ぼさないように取り組む
- ◆ キャッシュレス・消費者還元事業、プレミアム付商品券事業、耐久消費財（自動車・住宅）の税制・予算措置の実施により、消費の喚起・下支え
- ◆ 来年度予算編成においても、適切な規模の臨時・特別の措置を講ずる。海外経済の下方リスクに十分目配りし、リスクが顕在化する場合には、機動的な政策を躊躇なく実行

まち・ひと・しごと創生(地方創生)①

- 平成26年11月28日公布のまち・ひと・しごと創生法に基づき、国はまち・ひと・しごと創生総合戦略を、都道府県、市町村はこれを勘案して地方版総合戦略を策定、実行することを求められている。

まち・ひと・しごと創生法の概要

目的(第1条)

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生(※)に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

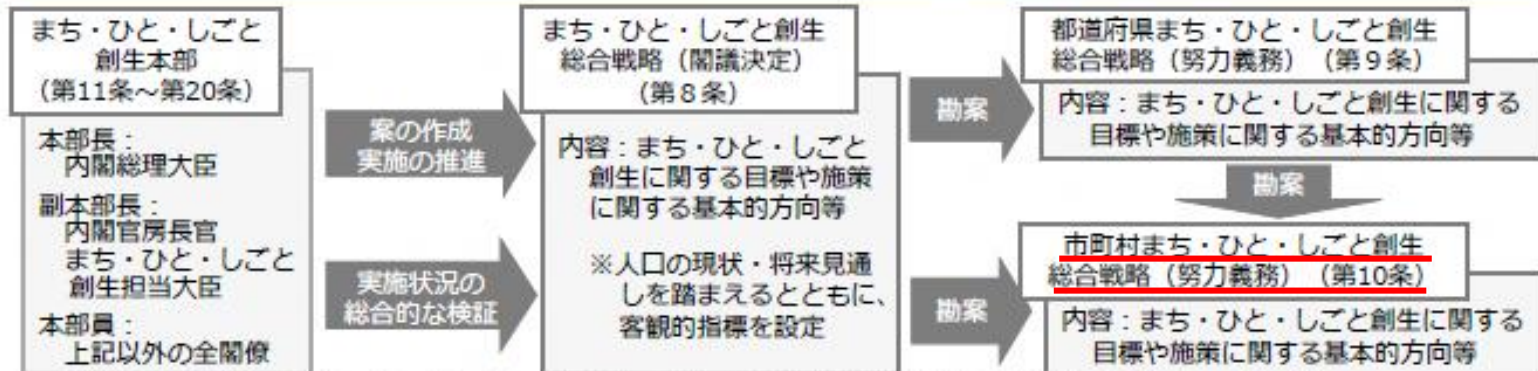
まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念(第2条)

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備
- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める



施行期日：公布日(平成26年11月28日)。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

まち・ひと・しごと創生(地方創生)②

- 平成26年12月に策定された5か年の第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、令和元年度末をもって終了。
- 「まち・ひと・しごと創生基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)」において、令和2年度から始まる5か年の第2期総合戦略の策定が示された。

まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略(2018改訂版)」概要

| 長期ビジョン | まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)(~2019年度) |
|---|--|
| <p>中長期展望(2060年を視野)</p> <p>I.人口減少問題の克服 ◎2060年に1億人程度の人口を維持</p> <p>◆人口減少の歯止め ・国民の希望が実現した場合の出生率(国民希望出生率)=1.8</p> <p>◆「東京一極集中」の是正</p> <p>II.成長力の確保 ◎2050年代に実質GDP成長率1.5~2%程度維持(人口安定化、生産性向上が実現した場合)</p> | <p>地方創生の深化に向けた施策の推進(政策パッケージ)</p> <p>1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする (ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 (イ) 観光業を強化する地域における連携体制の構築 (ウ) 農林水産業の成長産業化 (エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策</p> <p>2. 地方への新しいひとの流れをつくる (ア) 政府関係機関の地方移転 (イ) 企業の地方拠点強化等 (ウ) 地方における若者の修学・就業の促進 (エ) 子供の農山漁村体験の充実 (オ) 地方移住の推進</p> <p>3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる (ア) 少子化対策における「地域アプローチ」の推進 (イ) 若い世代の経済的安定 (ウ) 出産・子育て支援 (エ) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進(ワーク・ライフ・バランスの実現等)</p> <p>4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する (ア) まちづくり・地域連携 (イ) 「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持) (ウ) 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応 (エ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保 (オ) ふるさとづくりの推進 (カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進 (キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり (ク) 地方公共団体における持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進</p> |
| <p>【地方創生版・三本の矢】</p> | <p>情報支援(地域経済分析システム(RESAS)) 人材支援(地方創生人材支援制度、地方創生カレッジ、プロフェッショナル人材事業) 財政支援(地方創生推進交付金、企業版ふるさと納税、まち・ひと・しごと創生事業費)</p> |

まち・ひと・しごと創生 × 地域コミュニティ政策①

○ まち・ひと・しごと創生基本方針2019(本年6月21日閣議決定)において、第2期総合戦略の方向性が示された。

- ・「地方へのひとの流れをつくる」の取組の強化
- ・「誰もが活躍する地域社会をつくる」観点が追加

第2期の方向性 基本方針2019

第1期(2015年度～2019年度)の枠組

国 2014年12月策定

長期ビジョン
:2060年に1億人程度の人口を維持する中長期展望を提示

総合戦略
:第1期の政策目標・施策を策定

地方 全ての都道府県、1,740市区町村において策定済み

地方人口ビジョン
:各地域の人口動向、将来人口推計の分析や中長期の将来展望を提示

地方版総合戦略
:各地域の人口動向や産業実態等を踏まえ、第1期の政策目標・施策を策定

4つの基本目標と地方創生版・三本の矢

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
2. 地方への新しいひとの流れをつくる
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
4. 時代に合った地域をつくり、
安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

【地方創生版・三本の矢】情報支援、人材支援、財政支援

第1期

しごとづくりに
重点

KPI推移

- ・雇用関係目標値は順調に推移
- ・東京一極集中は継続・拡大

第2期(2020年度～2024年度)の枠組

第1期での地方創生について、「継続を力」にし、より一層充実・強化

(国のビジョン・総合戦略)

◆年内に改訂(ビジョンについては、大きな変更なし)

(地方のビジョン・総合戦略)

◆国のビジョン・総合戦略を踏まえ、切れ目なく改訂

4つの基本目標と地方創生版・三本の矢

<4つの基本目標>

- ◆従来の枠組を維持しつつ、必要な強化
- ・「地方への新しいひとの流れをつくる」の取組の強化
- ・「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」について、子ども・子育て本部等と連携
- ◆「人材を育て活かす」「誰もが活躍する地域社会をつくる」観点を追加
- ◆新たな視点に重点をおいて施策を推進
- ・新しい時代の流れを力にする(Society5.0等)、人材を育て活かす等

<地方創生版・三本の矢>

- ◆従来の枠組を維持
- ◆地方創生関係交付金については、必要な見直しを実施

第2期

ひとの流れ、
まちづくりへの
シフト

まち・ひと・しごと創生 × 地域コミュニティ政策②

- まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられる政策については、地方版総合戦略に位置付けることで各種支援が期待。
(例)地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、税制上の特例、アドバイザー派遣 等
- 令和2年度における主要事項中、特にコミュニティ政策と親和性の高いものとして、「交流を支え、生み出す地域づくり」等がある。

2020年度における各分野の主要な取組 基本方針2019

1. 地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす

- ・ 「地域人材支援戦略パッケージ」等による人材の地域展開
- ・ 新たなビジネスモデルの構築等による地域経済の発展
- ・ 「海外から稼ぐ」地方創生
- ・ 地方創生を担う組織との協働
- ・ 高等学校・大学等における人材育成

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

- ・ 地方への企業の本社機能移転の強化
- ・ 企業版ふるさと納税の活用促進による民間資金の地方還流
- ・ 政府関係機関の地方移転
- ・ 「関係人口」の創出・拡大
- ・ 地方公共団体への民間人材派遣
- ・ 地方の暮らしの情報発信の強化

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる

- ・ 個々人の希望をかなえる少子化対策
- ・ 女性、高齢者、障害者、外国人等が共生するまちづくり

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ・ 交流を支え、生み出す地域づくり
- ・ マネジメントによる高付加価値化
- ・ Society5.0の実現に向けた技術の活用
- ・ スポーツ・健康まちづくりの推進

5. 連携施策等

- ・ 地方創生に向けた国家戦略特区制度等の推進
- ・ 規制改革、地方分権改革との連携
- ・ 東日本大震災の被災地域における地方創生の加速化
- ・ 国土強靱化等との連携

地方版総合戦略
に記載

国の各種支援

詳細は、
8月下旬
・令和2年度予算概算要求
12月下旬
・政府予算案
・第2期まち・ひと・しごと創生
総合戦略

地域コミュニティ政策へのヒント

- まち・ひと・しごと創生基本方針2019において、「全世代・全員活躍まちづくり」として地域コミュニティ政策がクローズアップ。
- 今後、都道府県ごとに広域アドバイザーの養成が予定されている。
- この他の支援措置等は、8月の概算要求、12月の政府まち・ひと・しごと創生総合戦略を参照。

V. 各分野の施策の推進

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる

(2) 全世代・全員活躍まちづくり-「生涯活躍のまち」の更なる推進等-

<概要>

誰もが居場所と役割を持ち、つながりを持って支え合うコミュニティ（「全世代・全員活躍まちづくり」）は、都市部、地方を問わず、地域に求められる重要な基盤であることから、その実現を目指し、誰もが居場所と役割のあるコミュニティづくりや、コミュニティ運営を安定的に支える事業基盤の確立に向けた取組等を総合的に推進する。

また、「全世代・全員活躍まちづくり」の実現を図る観点から、これまで中高年齢者の移住に重点が置かれていた「生涯活躍のまち」について、「地域のコミュニティ対策」や企業と連携した交流など新たな視点も取り込みつつ、更なる普及促進を図るとともに、今後の在り方について、引き続き検討を進める。

【具体的取組】

◎ 居場所と役割のあるコミュニティづくり

・年齢や障害の有無等を問わず誰もが交流できる地域共生型による多世代交流の場づくりやコミュニティとの関係も視野に入れた住まいの場づくりなどにより、制度の縦割りを超え、「ごちゃまぜ」のコミュニティづくりを推進する。また、空き家、未利用農地など地域の遊休資産の徹底活用を図ることで、こうした取組の基盤づくりを推進する。等

◎ コミュニティへのひとの流れづくり

・「関係人口」の創出・拡大に向けた取組の一環として、東京圏を中心とした人材と「全世代・全員活躍まちづくり」に取り組む地方公共団体とをつなぐ仕組みにより、地域との交流等による地域課題解決に貢献するモデルの普及やそのための基盤として企業と地方公共団体を効果的にマッチングさせるプラットフォームの構築等具体的な仕組みを検討する。

◎ 安定的な事業基盤の確立に向けた取組

・安定的・継続的にコミュニティの運営が図られるよう、地域再生推進法人を含むコミュニティ事業を担う中核的な法人への支援の在り方、マネジメント人材の確保、公的融資、銀行融資やクラウドファンディングの活用などの資金調達手法の在り方等について検討を行う。
・コミュニティにおける共生型・多機能型の事業の実施を前提に、例えば介護保険、障害者支援などの各種公的制度について、地域ニーズを踏まえた一体的運用を可能とするための方策について検討を行う。
・「互助の見える化」のためのツールとしての地域通貨など、地域内経済循環の仕組みの普及に向けて、必要な調査・研究を行う。

◎ 「生涯活躍のまち」の更なる推進に向けた支援等の強化

・都道府県ごとに広域アドバイザーを養成し、広域的な支援体制を構築すること等を通じて、取組に未着手の地方公共団体の新たな掘り起こし等を進める。
・都道府県におけるアドバイザーを活用した支援体制の強化を図るため、国において、アドバイザーの養成方法等について検討するとともに、質の高いアドバイザー研修を実施する。
・取組の推進意向のある地方公共団体に対し、政府において関係省庁と連携し、ニーズを踏まえつつフォローアップを行い、支援の強化を図る。
・「全世代・全員活躍まちづくり」の実現を図る観点から、これまで中高年齢者の移住に重点が置かれていた「生涯活躍のまち」について、コミュニティ対策や企業と連携した交流など新たな視点も取り込みつつ、その在り方を検討し、必要な措置を講ずる。

県におけるコミュニティ活性化の取組み

○ 福岡県は「地域コミュニティ活性化支援事業実施要綱」を策定し、これに基づく次の事業を展開。

地域コミュニティ活性化 市町村職員研修会

市町村職員を対象に、地域コミュニティの活性化に取り組む上で必要となる知識やノウハウの取得のため、成功事例を用いたケーススタディ等によるワークショップ形式の研修会を開催

第1回：本日

第2回：10月開催予定

第3回：11月下旬開催予定

地域コミュニティ活性化 活動事例報告会

自治会等地域コミュニティの役員等及び市町村の担当職員を対象に、活動事例の報告会及びワークショップ形式の交流会を開催

令和2年2月頃開催予定

地域コミュニティ活性化情報誌「きずな」

県内の地域コミュニティにおける先進的な活動事例等を掲載する情報誌を年2回発行し、活動への動機付け等を行う。

新

小さな拠点形成促進事業 補助金

・目的：小さな拠点の形成に取り組む地域住民等に対して、取組に必要な経費に係る補助金を交付

・対象経費：地域運営組織等が小さな拠点の形成のために行う地域将来計画の策定のための事業に係る経費
※謝金、旅費、需用費、役務費、委託料等

・補助率：1/2以内(上限1,000千円)※市町村が他経費を負担することも可能

・実施主体：地域運営組織等

・対象地域：過疎、振興山村、特定農山村、離島、辺地のいずれかを含む地域

・申請期限：8月16日(金)

県と市町村の協働による地域コミュニティ活性化を目指す。